

# 公益社団法人フードバンクかながわ会費規約

(目 的)

**第1条** この規約は、定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会 費)

**第2条** 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

団体（法人）正会員	一口5万円、	一口以上
個人賛助会員	一口千円、	一口以上
団体（法人）賛助会員	一口1万円、	一口以上

(会費の納期)

**第3条** 会員は、毎事業年度、5月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、年額100万円以上（20口以上）の会費を納入する団体（法人）正会員にあっては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(中途入会の会費及び納期)

**第4条** 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、年額の全額とする。  
2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(会費の用途)

**第5条** 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

**第6条** この規約の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

## 附 則

- 1 この規約の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規約は、平成30年 3月11日から施行する。  
平成30年10月17日改定（公益認定）  
令和 2年 6月10日改定